

2024年12月19日

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議
議長 本田 明弘 殿

一般社団法人 日本風力発電協会
一般社団法人 太陽光発電協会
一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

青森県「再エネ共生税条例（仮称）案の骨子」に関する事業者3団体の意見

日本風力発電協会（JWPA）、太陽光発電協会（JPEA）および再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）（以下「事業者3団体」といいます。）は、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）において検討されている「再生可能エネルギー共生税条例（仮称）案の骨子」（以下「課税素案」といいます。）に関して、再エネの健全な普及を推進する事業者団体としての立場から意見を表明します。本書は、11月2日付の意見（第5回有識者会議の資料1-1および1-2）を踏まえ、本日の第6回有識者会議で示された課税素案に関する意見を表明することを主な目的とするものです。

昨年9月、宮下宗一郎知事が公表した「自然環境と再生可能エネルギーの共生構想」および共生構想に基づく青森県ならではの今回のルールづくりの目的・趣旨につきましては、再エネ業界全体としても共感しております。事業者にとっても、適切な事業計画を立案し、円滑に実行するためには、新たな制度においても予見可能性が十分に担保されていることと、自然環境と再エネが調和した持続可能な事業エリアを地域の方々と共に創生していくことが重要であることから、制度の詳細設計にあたっては、規制を受ける当事者であり、納税義務者にもなる我々事業者の意見にも十分ご配慮いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 事業者にとって「予見可能性」がなかった事実について

■ 既存施設の取扱い

今般示された課税素案では「共生条例施行時の既存施設は、適用対象外」とされたことについては、事業者にとっての予見可能性の観点を踏まえた案を適切に示していただいたことに感謝申し上げます。

なお、課税素案では、「既存施設」および「経過措置により適用対象外となった事業」であっても、「リプレース」した施設については条例が適用されると示されていますが、これについては適用を見送っていただきたいと考えます。

■ 開発中の事業の取扱い

開発中の事業の取扱いについては「共生条例施行時に環境影響評価書の公告を開始又は工事計画の届出をしている施設は、適用対象外」との案が示されているところ、予見可能性の観点からまだ十分とはいえません。

事業者はFIT/FIP認定を取得するまでに、各種調査や環境影響評価や地域との合意形成等に相当程度費用と時間と労力をすでに費やしています。具体的には、FIT/FIP認定の時点で、入札保証金（500万円/MW）を支払い済みであり、認定取得後は取り戻すことができない制度となっています。加えて、系統接続契約も締結済みで、工事費負担金全額を支払い

済み又は債務を負っています。さらに、FIT/FIP 認定の取得から 2 年程度、環境影響評価の現地調査でも数千万円の費用をすでに支出しています。

以上の理由から、条例施行時に、「再エネ特措法」に基づく FIT/FIP 認定を取得済みの案件までもって、「適用対象外」としていただきたいと考えます。この主張には十分な正当性があると考えています。

2. 「共生区域」（非課税）について

■共生区域の認定に係る要件およびガイドライン

共生区域の認定にあたっては、温対法の促進区域および農山漁村再エネ法の設備整備区域を基本としながら、市町村が再エネとの共生・促進を図ることの意思を確認する手法として、市町村にとっての総合的なコスト負担軽減の観点も踏まえて、柔軟に対応できる余地を残しておいていただきたいと考えます。

「協議会」への対応については、過大な負担として受け止める市町村が出てくるのではないかとと思われるところ、青森県によるノウハウ・人的リソース・財政面における積極的かつ十分な支援が欠かせないと考えます。

「ガイドライン」については、市町村や事業者が策定段階から関与し、現場の声が反映された内容にすることが重要であると考えます。事業者 3 団体ならびに会員各社は共生制度の目的・趣旨を実現するためにガイドライン策定に関しても協力を惜しみません。また、条例の施行日については、適切な内容のガイドラインが策定され、市町村や事業者に対してガイドラインの内容を十分に周知するための期間が設けられるなど準備が整えられた上で、条例を施行していただきたいと考えます。

3. 「再エネ共生税」の税率について

■適切な負担水準

負担水準の設定にあたっては、青森県における再エネ発電事業の優位性を損なうことなく、かつ再エネの普及を妨げない程度の水準であることが、もっとも重要だと考えます。事業者の事業性や担税力を踏まえて、負担水準が耐えられる程度のものでなければならぬと考えます。

■市町村との関係

各事業者は、すでに市町村等の地域との間で寄附金等に関して合意していたり、拠出していたりして貢献しています。青森県による再エネ共生税によって、事業者と市町村との関係に支障が出ることはないよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

最後に、「共生構想」に基づく青森県ならでは今回のルールづくりの目的・趣旨につきましては、再エネ業界全体としても共感していることを、あらためて申し述べます。

事業者 3 団体ならびに会員各社は、再エネ業界全体の姿勢・取組として、地域からの信頼と理解を大前提に、新たな制度を活用しながら、引き続き丁寧な説明に基づく合意形成に努めて、青森県の発展に貢献してまいりたいと考えています。

その際、地域の資源や価値、環境などへの理解を深めることの重要性を業界全体として再認識し、具体的な行動・取組につなげていかなければならないと考えています。

以上